

健康保険被扶養者確認調書 記入例

健康保険被扶養者確認調書 令和1年7月1日

必ず押印して下さい。
(シャチハタ可)

事業所

氏名 **健保太郎様**

記号・番号

被保険者欄	事業所			
	記号	90	氏名	ケンポ タロウ 健保太郎
	番号	99999		
	性別	男	生年月日	〇年〇年〇月
	資格取得年月日	〇年〇年〇月	標準報酬月額	
住所				

「職業・学校・学年」欄には、
無職、パート、学生（学年も）等
をご記入下さい。

平成31年1月～令和元年12月の収入見
額をご記入下さい。
無職でも、年金収入等がある場合は、
収入見込額をご記入下さい。

下記に記載されている被扶養者について確認願います。

氏名	性別	認定年月日 生年月日	年齢	続柄	税上の 扶養家族で	職業 学校・学年	年金受 給者で	年間収入	同居別居 の区別	備考	健保使用欄
ケンポ ハナコ 健保 花子	女	〇年〇年〇月	61	妻	有・無	無職 (年金受給)	有・無 有	130万円	同・別 同	H31.3.31 退職	
ケンポ 仔ロウ 健保 一郎	男	〇年〇年〇月	27	子	有・無	無職	有・無 無		同・別 同		
ケンポ ジロウ 健保 二郎	男	〇年〇年〇月	23	子	有・無		有・無 無	200万円	同・別 同	H31.4.1 抹消	
ケンポ サブロウ 健保 三郎	男	〇年〇年〇月	23	子	有・無	アルバイト	有・無 無	50万円	同・別 別		
ケンポ ユメコ 健保 夢子	女	〇年〇年〇月	21	子	有・無	大学4年生	有・無 無		同・別 別		

平成30年1月以降に退職され
た方は、退職日を記入して

扶養から外される場合、「抹
消」と記載し、抹消日等を記入
して下さい。後日抹消手続きの
ご案内をさせていただきます。

※抹消日について
①就職、結婚等、異動日が明ら
かな場合はその日
②所得証明書にて前年の収入が
超過していた場合は、
「令和元年7月26日」

必ずどちらかに〇印をつけて下さい。

阪急阪神健康保
〒530-0012
大阪市北区芝田1-16
TEL 06-6373-5143

※被扶養者欄に印字されている方についてのみご記入下さい。
※年金収入は、老齢年金の他、障害、遺族、企業、個人等すべての年金給付を指します。

所得証明書について

◇請求先

平成31年1月1日現在の住所地の市区町村役所窓口

◇手数料

市区町村の定めによる（各自でご負担願います）

※請求の際のご注意

税申告をされていない場合、所得証明書には金額が記載されないことがあります。金額が記載されないで収入金額の確認ができないため、必ず市区町村の窓口で金額が必要なことを申し出て下さい。

（窓口で税申告が必要なケースがあります。詳細は市区町村の所得証明書ご担当課へお問い合わせ下さい。）



★必要な場合はご利用ください★ ↓

市区町村役所窓口ご担当者様へ

健康保険組合では、被扶養者の収入確認調査を行っており、加入者へは、**最新の**所得証明書の提出を案内しております。

収入のない被扶養者につきましても、非課税であることの証明だけでは非課税内の収入の確認ができませんので、必ず収入金額の記載された証明書を交付していただきますようお願い致します。

阪急阪神健康保険組合 06-6373-5143

月～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:50

年金振込通知書の見本(日本年金機構)

◇必ず受給者の氏名・金額がわかるようにコピーして下さい。なお、下記中面に名前がない場合は、宛名面のコピーも必要になります。

◇公的年金の他に個人年金・企業年金等がある方は、全ての年金振込通知書を提出していただく必要があります。

① 国民年金 厚生年金保険 年金額改定通知書
 <この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください>

② 年金振込通知書
 以下の金額が指定された口座に振り込まれます。
 なお、お支払いは 年 月 から 年 月 までの
 年金です。(裏面の支払予定日をご参照ください)

「年金振込通知書」となっていることを確認して下さい。
 「公的年金等の源泉徴収票」は、受付できません。

〈基礎年金〉 国民年金	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
厚生年金保険	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額(年額)		円

平成28年4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。
 令和元年6月1日(月)から令和元年6月31日(金)までの期間に適用されます。

年金支払額	円
介護保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

令和元年6月1日

厚生労働省
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課 印

厚生労働大臣 印

<改定内容に関しては、裏面をお読みください>

《年金振込通知書を紛失した場合・・・》

★公的年金の場合

ねんきんダイヤルまたは年金事務所に再発行の相談をして下さい。

◎ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

03-6700-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合)

ねんきんダイヤル等で依頼する場合は、基礎年金番号(年金手帳または年金証書などに記載されています)を用意してから電話を掛けて下さい。

※お近くの年金事務所または年金相談センターへ来訪されると、即日再発行できる場合があります。

★公的年金以外の場合・・・発行元へお問い合わせ下さい。

個人年金等 ⇒ ご加入の生命保険会社等

企業年金基金等 ⇒ 企業年金連合会等ご加入の企業年金基金

日付を確認して下さい。
 原則、令和元年6月以降の通知書が有効です。